

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	災害援護貸付金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度・平成25年度		担当課室	総務課災害救助・救援対策室		藤原 禎一	
会計区分	一般会計		施策名	VII-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項		関係する計画、通知等	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(対象災害)都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害 (受給者)上記災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者 (貸付限度額)350万円 (貸付原資負担)国2/3、都道府県・指定都市1/3						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	380	200	200	200	-
		補正予算					
		繰越し等	▲ 101		▲ 15		
	計	279	200	185	200	-	
	執行額	27	74	59			
執行率 (%)	10%	37%	32%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、成果指標の設定になじまない		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	災害援護資金貸付件数		活動実績 (当初見込み)	件	27	73	51
単位当たりコスト	-		算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	貸付金	200	-	平成25年10月から内閣府へ移管予定のため。			
計	200	-					

1件当たり平均貸付額(国庫補助ベース)等、工夫して記載願います。

→災害援護貸付金は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものであり、実際に貸付を行う前に個々の貸付額を予め見込むことはできなことから、単位当たりコストを算出することは不能である。

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ負担すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	災害援護貸付金に必要な費目に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	実績が貸付見込数を下回ったため		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>本事業は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コストの削減等の点検にはなじまないと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。</p> <p>本事業は自然災害の被災者のニーズに応じて資金を貸し付けるものであり、予め所要額を見込むことが困難なことから当初予算額は例年同額であるが、平成21年度の貸付の実績は少なく不用が生じたために、過去5年間の決算額の平均値を算出し、平成23年度予算額に反映させたものである。</p>					
外部有識者の所見						
<p>長期的・継続的に実施されている事業であること及び執行率を勘案し、事業を精査するとともに予算額への減額反映が必要。(長崎、井出)</p>						
行政事業レビュー推進チームの所見						
<p>—</p>						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
<p>—</p>						
備考						
<p>本事業は、平成25年10月から内閣府へ移管予定。</p>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年	390	平成24年	338

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
59百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村を含む都道府県又は指定都市に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項に定める負担割合(指定都市又は都道府県が市町村に貸し付ける貸付額の2/3)を交付

【貸付】 ↓

A. 7縣市
59百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村に対し、都道府県が災害弔慰金の支給等に関する法律第11条第1項に定める割合(市町村貸付額の全額)を負

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に定める対象者に貸付

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.福岡県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護貸付金	26			
計		26	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡県	災害援護資金の貸付	26		
2	大分県	災害援護資金の貸付	21		
3	熊本県	災害援護資金の貸付	5		
4	京都府	災害援護資金の貸付	3		
5	茨城県	災害援護資金の貸付	2		
6	鹿児島県	災害援護資金の貸付	1		
7	熊本市	災害援護資金の貸付	1		
8					
9					
10					